

都独自に低所得者のために、介護保険料・利用料の  
減免制度を創設することを求める意見書

2000年10月から、高齢者からも介護保険の保険料の徴収が始まった。当面は半額であるが、今年10月からは全額になり負担が重くなる。低所得の高齢者には深刻な生活不安と生活苦が広がっている。

また、利用者負担の重さから、東京都の調査では、介護保険で利用できる限度の半分程度のサービスしか利用されていないことが明らかになっている。こうした中で、自治体独自に保険料や利用料の軽減を行っているところが全国で広がっている。

いま必要なのは、都としてもこうした自治体の努力を支援し、保険料・利用料の減免を行うことである。東京都市長会も都独自の保険料減免制度をつくるよう要望している。

よって、本市議会は、東京都に対し、独自に低所得者のために介護保険料・利用料の減免制度を創設することを求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成13年 3月29日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男